

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 7 年 6 月 1 日 現在)

【居宅介護支援の指定事業者番号及びサービス提供地域】

事業所名	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院居宅介護支援事業所 (特定事業所加算Ⅰ、特定事業所医療介護連携加算取得)
所在地	千葉県鴨川市東町929
電話番号	04-7099-1244
介護保険指定事業所番号	居宅介護支援(千葉県1272800465号)
サービスを提供する地域	鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町、館山市、勝浦市、夷隅郡御宿町
職員の体制	主任介護支援専門員2名以上、介護支援専門員3名以上、事務職員1名

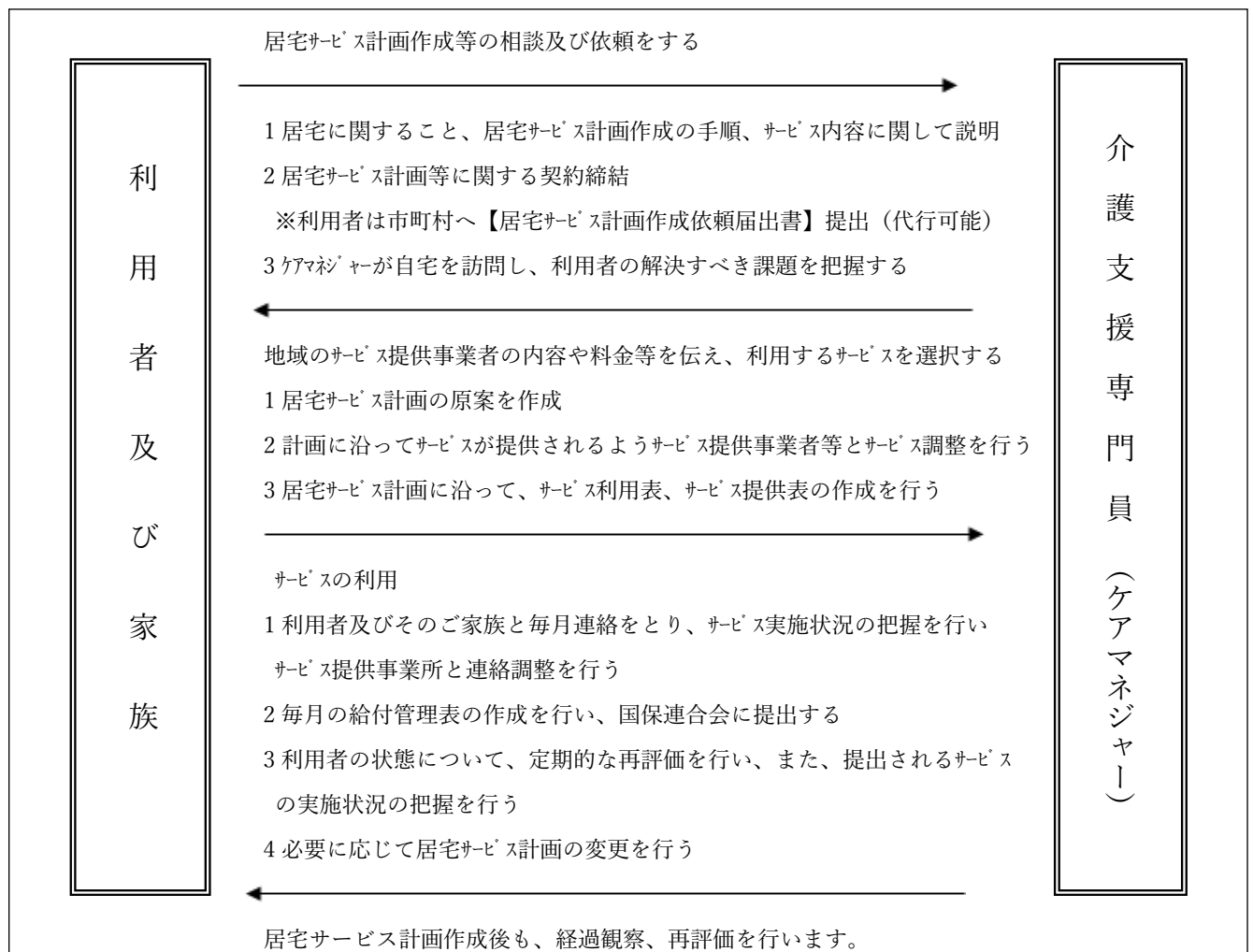
【営業日および時間】

日曜、祝日及び年末年始(12月30日より1月3日)を除く毎日	午前8時00分～午後5時00分
--------------------------------	-----------------

緊急の場合24時間常時連絡可能な体制を確保しています。

夜間及び深夜、日曜、祝日、年末年始の連絡先； 090-5215-5848

【居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容】



【居宅サービス計画の変更】

利用者及びそのご家族が変更を希望された場合、又はサービス事業者が変更を必要とした場合はサービス事業者と利用者（家族）の合意を持って変更します。

【医療機関との連携】

医療機関とのスムーズな連携を図る為、入院時に担当ケアマネジャーの氏名、連絡先をお伝えください。

【ケアマネジメントの公平中立性の確保】

当事業所における各サービスの利用状況について公表しています。（別紙1 参照）

【施設入所への支援】

介護保険施設等への入院または入所を希望された場合は紹介と支援をします。

【介護支援専門員利用料金】

1. 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。（別紙2 参照）

2. 解約料

利用者及びそのご家族は、いつでも解約することができ、一切料金はかかりません。
解約をご希望の場合は、書面または口頭でお申し出ください。

【サービスの終了】

1. 利用者及びそのご家族の都合でサービスを終了する場合

2. 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他居宅介護支援事業者をご紹介します。

3. 自動終了

① 利用者が介護保険施設に入所された場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1、2と認定された場合

③ 利用者が亡くなられた場合

4. その他

利用者及びそのご家族が当院や当院のケアマネジャーに対して依頼を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、口頭及び文書で通知することによりサービスを終了させていただきます場合があります。

【サービス利用に際して禁止事項】

1. ケアマネジャーに対しての暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷行為
2. モラルハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為
3. サービス提供中の動画撮影や録音等を無断で行うこと

【サービス利用に際してのお願い】

1. 訪問の際にはペットをゲージに入れるリードにつなぐ等のご配慮をお願いします。
2. 訪問中の飲酒、喫煙はご遠慮ください。

【居宅介護支援の運営方針】

1. 利用者が要介護状態等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
2. 利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅介護サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公平中立の立場で行います。
4. 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努めて行います。

【虐待防止について】

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止研修の実施
- ④ 専任担当者の配置； 虐待防止に関する担当者：加藤紀子（管理者）

【身体拘束について】

利用者及びそのご家族の生命または身体を保護するため、緊急時やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

【業務継続に向けた取り組み】

感染症や自然災害が発生した場合にあっても利用者が継続して居宅介護支援のサービスを受けられるよう業務継続計画を策定するとともに当該計画にそった研修及び訓練を実施します。

【感染症の予防及びまん延の防止のための措置】

1. 感染対策委員会の開催
2. 感染症及び、まん延防止のための指針整備
3. 感染症及び、まん延防止のための研修の実施
4. 専任担当者の配置

【緊急時及び事故発生時の対応方法について】

1. 利用者の急変時や事故発生時には速やかに主治医や医療機関に連絡するとともに利用者のご家族及び指定居宅サービス事業所に連絡し、適切な処置を講じます。
2. 事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
3. 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【身分証の携行義務】

ケアマネジャーは、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

【秘密保持と個人情報】

利用者及びそのご家族に関する個人情報と秘密の保持について

1. 利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
2. サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
3. 事業者は従業者に業務上知り得た利用者及びそのご家族の秘密を保持させるために、従業者の守秘義務については業務を終了した後や従業者の退職後も継続するように雇用契約を結んでいます。
4. 利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者のご家族の個人情報を用いません。
5. 事業者は、利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
6. 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

【サービス内容に関する苦情窓口】

当院の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

事業所：亀田総合病院居宅介護支援事業所

担当者：加藤 紀子（管理者）

電話番号：04-7099-1244

《外部苦情窓口》

・ 共通窓口

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係

043-254-7428

・ 各市町村窓口

鴨川市 健康推進課；04-7093-7111

南房総市 高齢者支援課；0470-36-1152

安房郡鋸南町 保健福祉課；0470-50-1172

館山市 高齢者福祉課；0470-22-3489

勝浦市 介護健康課；0470-73-6617

夷隅郡御宿町 保健福祉課；0470-68-6716

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 千葉県鴨川市東町929番地
医療法人鉄蕉会
亀田総合病院居宅介護支援事業所

説明者 ケアマネジャー（介護支援専門員）

氏名 _____ 印 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

（利用者）

住 所 _____

氏名 _____ 印 _____

（ID : _____）

（利用者家族）

住所 _____

氏名 _____ 印 続柄（ ） _____

◎ 本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。